



島根県報

平成27年 1月20日 (火)

第 2,666 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

広域連合の規約変更の届出	(市 町 村 課)	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(農 村 整 備 課)	2
指定施業要件の変更予定保安林	(森 林 整 備 課)	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(")	3
漁業災害補償法の規定による同意	(水 産 課)	4
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	6

【公安告示】

貴重品運搬警備業務 1 級検定及び貴重品運搬警備業務 2 級検定の実施	(警 察 本 部)	6
警備業務に係る検定合格者審査の実施	(")	8

告 示

島根県告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、平成26年12月24日付けで雲南広域連合の規約の変更の届出を受理したので、同条第5項の規定により告示する。

平成27年 1月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第38号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年 1月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

頓原土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

山碕 英樹 飯石郡飯南町小田253番地
立脇 清司 飯石郡飯南町角井250番地
讃岐 鉄朗 飯石郡飯南町都加賀224番地
坂本 昌保 飯石郡飯南町八神31番地
松田 敏治 飯石郡飯南町佐見667番地3
柳生 哲夫 飯石郡飯南町頓原1032番地
森 秀則 飯石郡飯南町長谷533番地
原田 明紀 飯石郡飯南町獅子10番地4
石田 秀夫 飯石郡飯南町頓原1613番地4
戸谷 均 飯石郡飯南町長谷98番地3
高橋 広樹 飯石郡飯南町花栗649番地
深石 賢一 飯石郡飯南町頓原356番地1
景山登美男 飯石郡飯南町頓原1486番地15

監事

長島 賢二 飯石郡飯南町佐見462番地
吉岡 達雄 飯石郡飯南町頓原2208番地

2 就任年月日

平成26年11月17日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

山碕 英樹 飯石郡飯南町小田253番地
塚原 勉 飯石郡飯南町獅子271番地
景山登美男 飯石郡飯南町頓原1486番地15
大庭 茂 飯石郡飯南町都加賀439番地

那須 悦夫 出雲市神西新町81番地
 瀧 宏明 飯石郡飯南町佐見431番地
 柳生 哲夫 飯石郡飯南町頓原1032番地
 森 秀則 飯石郡飯南町長谷533番地
 水間 健二 飯石郡飯南町頓原1933番地
 戸谷 均 飯石郡飯南町長谷98番地 3
 藤原 栄彰 飯石郡飯南町花栗252番地
 立脇 清司 飯石郡飯南町角井250番地
 深石 賢一 飯石郡飯南町頓原356番地 1

監事

長島 賢二 飯石郡飯南町佐見462番地
 吉岡 達雄 飯石郡飯南町頓原2208番地

島根県告示第39号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年 1月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和51年11月20日農林省告示第1089号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁、雲南市役所及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第40号

平成26年島根県告示第697号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成27年 1月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
大田市山口町山口字新柄1427-1 大田市山口町山口字葎ヶ谷1465続1	石橋 秀重	大田市山口町山口911
大田市山口町佐津目字南原池平907-2 大田市山口町佐津目字南原池谷平908-3	江川 集	大田市久手町波根西2165
大田市山口町山口字稗畑ヶ1552	大國 末太郎	大田市山口町山口307

大田市山口町山口字藤木西平1315-53	小玉豊一	大田市山口町山口188
大田市山口町山口字後口七兵衛田1481	佐々木 クメ	大田市山口町山口412
大田市山口町山口字吉廻1536、1540-2	神在 春逸	大田市山口町山口1047
大田市山口町山口字稗畑ケ1554、1556-1	神在 静香	大田市山口町山口1184
大田市山口町山口字下ノ原1568-2		
大田市山口町佐津目字田原873-1、873-2	高橋 善之助	大田市山口町佐津目 4
大田市山口町山口字伴ノ木1559、1561-2、1561-3	高橋 久作	大田市山口町山口1165
大田市山口町佐津目字責クラ谷出口864 大田市山口町佐津目字桑木原865	竹内 竹十	大田市山口町佐津目372
大田市山口町山口字藤木西平1315-58、1315-59	田部 清次	大田市山口町山口162-2
大田市山口町佐津目字足谷921-1	月守 周子	大田市山口町佐津目245-1
大田市山口町佐津目字伊勢戸920-1	月守 兵市	大田市山口町佐津目245-1
大田市山口町佐津目字高立884	寺山 和代	兵庫県伊丹市中野西一丁目84番地御坊住宅4-431号
大田市山口町佐津目字高立家ノ上エ885 大田市山口町佐津目字高立下モ川平886-1	福間 時敏	出雲市湖陵町三部99-1
大田市山口町山口字谷1572-1	福谷 源太郎	大田市山口町山口1197
大田市山口町山口字後口七兵衛田1481 大田市山口町山口字京観畑ケ1278、1278-1 大田市山口町山口字赤木1277-1	福田 恵子	広島県広島市東区牛田早稲田3-11-19-303
大田市山口町山口字藤木西平1315-61	三浦 房太郎	大田市山口町山口340
大田市山口町佐津目字坂根上エ894、894-1、894-3 大田市山口町佐津目字木舩892-1、892-2	三浦 清治	大田市山口町佐津目157
大田市山口町佐津目字足谷921-3	三浦 房吉	大田市山口町佐津目157
大田市山口町山口字奥廣1439、1440	森山 正利	大田市大田町大田イ283-4
大田市山口町佐津目字犬廻889-3	山本 純	大田市山口町佐津目119
大田市山口町山口字西田屋奥1498-1	(株) 静間商業銀行	大田市大田町大田ハ131
大田市山口町山口字藤木西平1315-46 大田市山口町山口字百田1409	大田市中央農業協同組合	大田市大田町大田イ729-5

島根県告示第41号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成27年 1月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 加入区の名称

美保関町

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分欄19に掲げる漁業の区分

2(1) 加入区の名称

島根町

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね島根町支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表2の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

3(1) 加入区の名称

平田

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

4(1) 加入区の名称

仁摩町

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね仁摩支所の地区のうち、温泉津出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表10の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

5(1) 加入区の名称

三隅町

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、三隅出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表14の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

6(1) 加入区の名称

五箇・都万

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、五箇出張所及び都万出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表17の項漁業の区分欄7に掲げる漁業の区分

7(1) 加入区の名称

浦郷

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浦郷支所の地区のうち、知夫村出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表20の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

8(1) 加入区の名称

浦郷

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浦郷支所の地区のうち、知夫村出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表20の項漁業の区分欄6に掲げる漁業の区分

島根県告示第42号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年 1月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

西（追加）

2 土地の表示

平成19年島根県告示第905号（以下「告示」という。）で指定した標柱9号と次に掲げる地番の土地に存する標柱16号を結んだ線、標柱16号から22号までを順次に結んだ線、告示で指定した標柱10号と22号を結んだ線及び告示で指定した標柱9号と告示で指定した標柱10号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡海士町海士164番7	16号から18号まで、21号及び22号
〃 190番	19号及び20号

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第6号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成27年 1月20日

島根県公安委員会委員長 秦 潔

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
	貴重品運搬警備業務 1 級	学科試験	
実技試験		平成27年 6月27日（土）午前 8時30分から午後 5時まで	
貴重品運搬警備業務 2 級	学科試験	平成27年 5月 7日（木）午前 9時30分から午前11時まで	5人程度

実技試験	平成27年 6月13日 (土) 午前 8時30分から午後 5時まで
------	-----------------------------------

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 貴重品運搬警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 貴重品運搬警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務 1 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 貴重品運搬警備業務 2 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成27年4月13日（月）から同月17日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 貴重品運搬警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び貴重品運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 貴重品運搬警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は、還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3033）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。

島根県公安委員会告示第7号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により告示する。

平成27年1月20日

1 検定合格者審査を実施する警備業務の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格

(1) 空港保安警備業務 1 級

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（(2)において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務 2 級

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧検定規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者

(3) 施設警備業務 1 級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（(4)において「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務 2 級

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務 1 級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（(6)において「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務 2 級

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 貴重品運搬警備業務 1 級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備（(8)において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(8) 貴重品運搬警備業務 2 級

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査は、次に掲げる条件を満たさない者について行う。

(1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの

(2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（(1)に掲げる者を除く。）

3 検定合格者審査の実施日時、場所及び定員

(1) 実施日時

平成27年5月7日（木）午後1時から午後4時まで

(2) 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(3) 定員

全種別で各10人

4 検定合格者審査の方法

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 学科試験の科目

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定合格者審査申請手続に関する事項

(1) 受付期間

平成27年4月13日（月）から同月17日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出書類

ア 審査申請書（検定規則附則別記様式）1通

イ 添付書類

(7) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉

(4) 旧規則第8条の規定による合格証（以下「旧合格証」という。）の写し1通

(7) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通

(8) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通

(9) 代理人（申請者が属する警備業者の従業員に限る。）が審査申請書を提出する場合にあつては、申請者本人の委任状1通

(3) 提出先

次のいずれかの警察署に提出すること。

なお、郵送による申請は、認めない。

ア 島根県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

(7) 旧合格証の交付申請を行った警察署

(4) 住所地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

(7) 警備員である場合におけるその者の属する営業所の所在地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

イ 島根県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、島根県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合におけるその者の属する営業所が所在するもの

(7) 住所地を管轄する警察署

(4) 営業所の所在地を管轄する警察署

6 検定合格者審査手数料

4,700円

審査申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、審査申請書を受理した後は、検定合格者審査手数料は、還付しない。

7 その他

(1) 検定合格者審査を受ける者は、審査当日、旧合格証を必ず持参すること。

(2) 審査当日は、午後1時から午後1時20分までを受付時間とする。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3033）又は島根県内の最寄りの警察署生活安

全（刑事）課（係）に行うこと。